

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する。

令和 5 年（2023 年） 7 月 5 日提出

議会運営委員会委員長

栗 國 彰

（提案理由）

那覇市議会において、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延や災害等の発生により、開催場所への参集が困難であることを委員長が認めた場合に、オンライン開催を可能とするため、この案を提出する。

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 [略] 第1節 総則(第90条—<u>第94条</u>) 第2節～第6節 [略] 第3章～第6章 [略] 第7章 [略](<u>第166条</u>) 第8章 [略](<u>第167条</u>) 第9章 [略](<u>第168条</u>) 付則 (委員外議員の発言) 第117条 [略] 2 [略] (不在委員) 第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。 (紹介議員の委員会出席) 第142条 [略] 2 [略]	目次 第1章 [略] 第2章 [略] 第1節 総則(第90条—<u>第94条の2</u>) 第2節～第6節 [略] 第3章～第6章 [略] 第7章 [略](<u>第166条・第167条</u>) 第8章 [略](<u>第168条</u>) 第9章 [略](<u>第169条</u>) 付則 <u>(出席委員に関する措置)</u> <u>第94条の2 この章における出席委員には、那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)第15条の2第3項に規定する委員を含む。</u> (委員外議員の発言) 第117条 [略] 2 [略] 3 <u>前2項の場合において、那覇市議会委員会条例第15条の2第1項の規定により、オンラインによる方法(同条第1項に規定するオンラインによる方法をいう。以下同じ。)で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u> (不在委員) 第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u> (紹介議員の委員会出席) 第142条 [略] 2 [略]

第167条～第168条　〔略〕	3　前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。 （協議等の場の開催方法の特例） 第167条　前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で開くことができる。 第168条～第169条　〔略〕
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付　則

この規則は、公布の日から施行する。